

神戸地方法務局不動産登記部門における地積測量図等の取扱いについて

当局不動産登記部門では、平成21年6月10日（水）から、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（以下「土地所在図等」という。）は電磁的記録に記録され、下記のとおり取り扱うことになりました。

記

- 1 電磁的記録に記録された土地所在図等の証明書は、A3版地紋紙で作成し、交付します。
- 2 電磁的記録に記録された土地所在図等の閲覧は、A3版普通紙に出力した図面（認証文なし。）を交付します。
- 3 これまでの土地所在図等の図面は、電磁的記録に記録されたことにより登記申請書の添付情報として取り扱われますので、閲覧は、請求者が利害関係を有する部分に限り行うことができます。ただし、コピーすることはできません。

ご不明な点は窓口にてお尋ねください。